3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館５階（５号室）
厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室企画調整係　電話03―5253―1111（内線2837）
E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp
※入札説明書は、調達ポータルサイトにおいて入手すること
⑵　入札説明会の日時及び場所　仕様書の内容について、令和７年５月14日14時00分からZoomによるオンライン開催。
開催ＵＲＬ等は参加希望者に対しメールにて、別途連絡するため、下記連絡先まで参加希望の旨、メールにて連絡すること。
（連絡先）
社会・援護局総務課自殺対策推進室
jisatsutaisaku@mhlw.go.jp
⑶　入札書の提出期限　令和７年６月12日12時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和７年６月23日14時00分　政府電子調達（ＧＥＰＳ）上で開札を実施する。
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の価格及び性能、機能、技術等をもって申込をした内容が総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hihara Tomomi, the Obligating Officer, Director of Social Welfare and War Victim's Relief Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the services to be procured : 72
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Promoting the spread of awareness of gatekeeper
⑷　Services period : From a contract day to March, 31, 2026
⑸　Services place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract ④Have Grade "A", "B", or "C" on "offer of services etc." in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027 ⑤Prove to have no false statement in tendering documents ⑥Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑦Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 June, 12, 2025
⑻　Contact point for the notice : Office for Policy of Suicide Prevention, General Affairs Division, Social Welfare and War Victims' Relief Bureau, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 (ext. 2837)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年４月22日
支出負担行為担当官
東海農政局長　秋葉　一彦
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　名古屋農林総合庁舎他４庁舎で使用する電気の購入
①　契約電力　145kW
年間予定使用電力量　418,700kWh
②　契約電力　199kW
年間予定使用電力量　310,700kWh
③　契約電力　89kW
年間予定使用電力量　162,200kWh
④　契約電力　23kW
年間予定使用電力量　49,800kWh
⑤　契約電力　36kW
年間予定使用電力量　56,900kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　契約期間　令和７年９月１日から令和８年８月31日。
⑸　需要場所
①　名古屋農林総合庁舎
②　名古屋農林総合庁舎２号館
③　東海農政局安田庁舎
④　東海農政局岐阜県拠点庁舎
⑤　東海農政局三重県拠点庁舎
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、当局が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札価格は、入札書に記載された入札金額（単価）にそれぞれ当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれ見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本件は、競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている、東海・北陸地域の競争参加有資格者であること。
⑷　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。